

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年12月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市石船温泉憩の家

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社かの高原開発

所在地 周南市大字鹿野上3516番地

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(参 考)

株式会社かの高原開発の概要

1 設立の経緯

株式会社かの高原開発は、「せせらぎパーク」鹿野オートキャンプ場を管理運営するため、旧鹿野町が1,000万円出資し、資本金1,500万円で平成8年5月に設立された第3セクターの会社で、同年6月1日から管理運営を開始。翌年9月1日から旧鹿野町営「石船温泉憩の家」も併せて管理運営している。

2 設立年月日 平成8年5月9日

3 所在地 周南市大字鹿野上3516番地

4 事業内容

- (1) キャンプ場等の観光施設・スポーツ施設・宿泊施設の管理運営及び経営
- (2) わさび漬、干しいたけ、干あゆ等農林産物の製造、加工、販売及び食料品、観光土産物、民芸土産物の商品開発及び販売
- (3) 輸入日用品雑貨、酒、たばこの販売
- (4) 飲食店、喫茶店、旅館業の管理運営及び経営
- (5) イベント、広告の立案、企画とこれらの宣伝にかかるポスター、パンフレット等宣伝物の制作と請負業
- (6) 各種パーティ・催し物の企画、運営、管理の請負業
- (7) 市場・信用調査並びに情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (8) 給食業務の受託
- (9) 労働者派遣事業法に基づく人材の派遣
- (10) 旅客運輸業
- (11) 住宅地・別荘地の開発造成、宅地建物取引業務
- (12) 高齢者等の福祉業務の受託
- (13) 前各号に附帯する一切の業務

5 組織等 (平成30年10月1日現在)

- (1) 役員 代表取締役1人、取締役4人、監査役2人
- (2) 職員 19人